

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、地域材の競争力を<u>高めることに加えて</u>、製材工場等の供給力・体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給のため、森林資源の循環利用を推進するとともに森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用や花粉の少ない森林への転換促進に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第4条 「略」</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）合板・製材・集成材国際競争力強化・<u>花粉削減総合交付金交付等要綱</u>、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領</u>、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>（2）～（11） 「略」</p> <p>第6条～第16条 「略」</p> <p>附則 「略」</p> <p>附則 「略」</p> <p>附則 「略」</p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、地域材の競争力強化のため、製材工場等の供給力・体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給、森林資源を循環利用し、<u>林業成長産業化に向けた森林の経営・管理の集積・集約化その他生産コストの削減、木材需要に応じた生産活動等</u>に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第4条 「略」</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）合板・製材・集成材国際競争力強化・<u>輸出促進対策交付金等交付要綱</u>、<u>国際競争力・木材供給基盤強化対策実施要領</u>、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。</p> <p>（2）～（11） 「略」</p> <p>第6条～第16条 「略」</p> <p>附則 「略」</p> <p>附則 「略」</p> <p>附則 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
<u>附則</u>	<u>「新設」</u>
<u>この要綱は、令和6年1月31日から施行する</u>	